

③障害児等への支援の推進

具体的施策

今後5年間の目標

地域における障害のある児童とその家族への支援

障害のある児童が、できるだけ身近な環境で適切な療育を受けられる体制を整備する。

●訪問介護（ホームヘルプサービス）事業の推進

日常生活を営むのに支障のある障害児のいる家庭にホームヘルパーを派遣する。

●障害児通園（児童デイサービス）事業の推進

障害児が、肢体不自由児施設や知的障害児施設等への通園によって日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練等が受けられるようにする。

●重症心身障害児（者）通園事業の推進

在宅の重症心身障害児（者）が、通園によって日常生活動作、機能訓練等必要な療育を受け、運動機能等の発達が促されるようにするとともに、併せて保護者等の家庭における療育技術の習得を図る。

●障害児（者）短期入所（ショートステイ）事業の推進

保護者の疾病等により家庭における介護が一時的に困難となった障害児が施設等に短期間の入所をする。

▶厚生労働省

★平成19年度までに達成する目標※
※本目標は、重点施策実施5か年計画（新障害者プラン）に基づくもの

ホームヘルパーを約6万人確保
（障害者・難病分を含む）

約11,000人分整備

約280か所整備

約5,600人分整備
（障害者・難病分を含む）

障害児の活動する場の確保等の推進

障害のある中・高校生等が養護学校等下校時に活動する場を確保するとともに、障害児を持つ親の就労支援とレスパイト（障害児を日常的にケアしている家族の一時的な休息）支援を行う。

▶厚生労働省

発達障害に対する一貫した支援

発達障害児（者）の乳幼児期から成人期までの各ライフステージに対応する、保健・医療・福祉・教育・就労等を通じた一貫した支援体制の整備を図る。

●自閉症・発達障害支援センターの整備

自閉症等の発達障害を有する障害児（者）に対する相談支援・療育支援・就労支援等を総合的に行う地域の拠点として、自閉症・発達障害支援センターを整備する。

▶文部科学省・厚生労働省

21都道府県・指定都市(平成16年度)
→60都道府県・指定都市
★平成19年度までに達成

小児慢性特定疾患対策の推進

小児慢性疾患のうち、小児がんなどの特定の疾患の医療費について、自己負担分の一部を補助するとともに、車いす等の日常生活用具の給付を行うなどの福祉サービスの推進を図る。

▶厚生労働省